

外国送金等外為取引をご利用のお客さまへ

当行では、「外国為替及び外国貿易法」（以下「外為法」）や「米国 OFAC 規制」等を遵守するとともに、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与を防止する態勢強化に取り組んでおります。

つきましては、ご依頼を受けた外国送金等が「外為法」における規制取引および「米国 OFAC 規制」の対象取引に該当しないことをご申告いただくとともに、送金内容のご説明や資料のご提供をお願いしておりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

1. 「外為法」に基づく支払等規制

- イラン、北朝鮮、ロシア・ベラルーシ関連の取引や資産凍結等経済制裁対象者との取引等が規制されています。お客さまのお取引が各種規制に該当しない事をご確認いただき、ご申告ください。
- ご申告の際は、お客さまの知りうる限りにおいて、以下に該当しないことをご確認ください。
 - 直接又は間接的な関与を問わず、実質的に制裁対象者のために行われる支払等でないこと（制裁対象者のために、第三者名義で行われる支払等を含む）
 - 最終的な受取人が北朝鮮居住者でない事、お取引相手の主な株主や取締役が北朝鮮居住者（法人・個人）がいないこと
 - 最終的な受取人や取引関係者がロシア・ベラルーシ関連の制裁対象者により株式の総数又は出資の総額に占める割合 50%以上を直接に所有されている団体、制裁対象者に実質的に支配される法人や団体等でないこと

2. 米国 OFAC 規制

米国財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から米国が指定した国・地域や特定の個人・団体について取引禁止や資産凍結等の措置を講じています。

OFAC 規制は米国人・米国法人（米国金融機関含む）・米国居住者に適用されるものですが、外為取引の多くは米銀等を経由して行われるため、お客さまのお取引が OFAC 規制に該当した場合、資金が凍結され、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

米ドルまたは米国人（※1）が関与する取引のうち、以下の取引が規制されています。

- ・取引関係者（※2）の所在地や関係国等（※3）に、イラン、キューバ、北朝鮮、シリア、クリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）が含まれている
- ・取引の関係者に米国政府が特定する、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織、核拡散防止上問題のある個人・法人などが含まれている

（※1）米国金融機関（米国外の支店・子会社を含む）、米国人（米国外に居住する者を含む）、米国に居住・所在する者（米国内の外国法人・外国人を含む）

（※2）送金人・受取人、輸入者・輸出者、取引に関与する銀行、船会社・航空会社、荷受人、輸送船・航空機、荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者（運営会社）など

（※3）原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍など

OFAC 規制により資産凍結の措置が講じられた場合、OFAC による許可がない限り資金は返還されません。お客さまご自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、然るべきご対応をいただく必要がございますので、予めご承知置きください。詳細は OFAC ホームページをご確認ください。

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pases/default.aspx>

3. ご提供いただく資料

お申込の際は、以下のようなお取引内容が確認できる資料のご提供をお願いします。

送金目的	貿易	請求書（インボイス）、原産地証明書、船荷証券
	投資	投資に関する契約書 等
	不動産購入	売買契約書 等
	学費・医療費	請求書、在学や入通院を確認できる資料 等
受取人との関係	家族・親族	戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書 等
送金原資	給与	給与明細、源泉徴収票、雇用契約書 等
	販売代金	契約書等の取引に係る書類 等

「外為法」に基づく主な支払等規制

北朝鮮・イラン関連規制	
貿易規制	<ul style="list-style-type: none">・北朝鮮を原産地または船積地域とする貨物の輸入または仲介貿易取引・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易取引
支払の原則禁止	<ul style="list-style-type: none">・北朝鮮に住所や居所を有する自然人への支払・北朝鮮に主たる事務所を有する法人等及びその実質的支配下にある法人等への支払
資金使途規制	<ul style="list-style-type: none">・「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的の取引・「イランの核活動等に関連する活動」に寄与する目的の取引
ロシア・ベラルーシ関連規制	
貿易規制	<ul style="list-style-type: none">・ロシア/ベラルーシ向け特定品目の輸出、ロシア/ベラルーシの特定団体への輸出・ロシアからの一部品目の輸入（アルコール飲料、木材、非工業用ダイヤモンド等）・ウクライナ（2 共和国（自称）を原産国及び仕向地とする場合に限り）との輸出入
対外直接投資規制	<ul style="list-style-type: none">・ロシアにおいて行われる事業、又はロシア法人等が外国において行う事業への対外直接投資に関する取引・本邦居住者が非居住者等と共同設立する組合等の、ロシアでの事業活動に充てるための支払・本邦居住者がロシア法人等と共同設立した組合等の、外国における事業活動に充てるための支払
証券取引規制	<ul style="list-style-type: none">・ロシア政府及びロシアの特定銀行が発行した証券の取得・譲渡、等
役務提供規制	<ul style="list-style-type: none">・ロシア/ベラルーシ向け特定品目の技術提供、ロシア/ベラルーシの特定団体への技術提供、ロシア向け特定サービスの提供
上限価格規制	<ul style="list-style-type: none">・本邦居住者による非居住者との金銭貸付契約又は債務保証契約に係る取引のうち、海上輸送されるロシア産原油又は石油製品の購入又は輸送に関連する取引（購入価格が上限価格を超える取引に限る）

最新の規制内容は財務省、経産省の HP 等をご確認ください。